

## 平成 30 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鹿屋市輝北ふれあいセンター
所在地	鹿屋市輝北町上百引2100番地1
指定管理者	名称： <u>社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会</u> 代表者： <u>会長 浜田 保</u> 住所： <u>鹿屋市大手町1番1号</u> 連絡先： <u>0994-44-2951</u>
モニタリングの実施経過	●月例報告（毎月） ●現地調査（2ヶ月ごと）6回 ●その他（ご意見ポストの設置） ●事業決算の確認 ●利用者アンケート（随時実施）
担当部課 (問合せ先)	輝北総合支所住民サービス課 電話099-486-1111 内線2213

## 【モニタリングの総合評価】

輝北ふれあいセンターは、平成28年4月1日～平成31年3月31日までの3年間「鹿屋市社会福祉協議会」を指定管理者として管理運営を委託しており、平成30年度の利用者は、26,300人であった。

人口減・高齢化に伴い施設利用者が減少傾向であったが、平成30年度は若干もちなおしている。当該施設は、輝北地域において、福祉の充実、地域住民の交流の場、地域住民の安心安全な生活に欠かせない市指定避難所として設置されている。この目的達成のため温泉入浴や生きがい対応型デイサービス事業、ふれあいサロン等の取組と地域住民への広報周知や利用促進に努め、施設の有効活用と福祉サービスの向上に努力されている。

今後も輝北地域の福祉、地域活性化の複合施設として、既存事業、新たなソフト事業等の展開により多くの市民が利用できるような取組をしていただきたい。

## 【今後の業務改善に向けた考え方】

## 《指定管理者が実施・検討する事項》

・既存事業「温泉事業」の入浴者数の増を目的とした広報活動等の促進を図ると同時に施設利用者の安全確認、特に入浴利用者の健康状態確認や入浴施設の安全確認を徹底、地域住民の声をききながら、地域内にある資源や施設を有効に活用して、輝北地区における活性化や交流を促進する取組を確実に実施することが必要と考える。

## 《施設所管課が実施・検討する事項》

- ・生きがい対応型デイサービス事業の代替事業の展開。
- ・交通・買い物弱者への対応。（移送手段の構築等）
- ・地域間、世代間交流及び地域活性化の促進。（高齢者と子供達との交流等）
- ・健康（介護予防）と生きがいづくり。（椿油採油等）
- ・資源の有効活用（旧農園の跡地）
- ・老朽化箇所の計画的な改修。

## (1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）

### ① 合目的性・公平性・効果性

温泉公衆浴場、生きがい対応型デイサービス事業等を行い福祉の充実及び地域住民の交流の場、市指定避難所としての設置目的に合致した事業の推進が図られており、施設を利用しやすくする手だてとして、くるりんバスのコースの見直し等の協議、アンケートの実施、「輝北ふれあいセンター」だよりの発行やチラシ配布等のPR活動により事業の推進が図られている。

## (2)業務内容

### ① 機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）

介護予防事業、健康相談、子育てサロン、心配ごと相談など幅広い事業展開が図られている。

### ② 責任性・実行性（施設の運営体制や組織）

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的のひとつとする公共的団体であり、協議会の定義に「輝北ふれあいセンター管理経営」を明記し、責任ある体制のもと事業を実施している。

また、苦情もなく事故等については、要綱に基づき適正に処理され、迅速に市へも報告がされている。

### ③ 明瞭性・規律性（適正な事務や経理）

業務仕様書等に基づき指定管理者が実施すべき事務が適正に行なわれていることを確認した。

### ④ 安全性（安全管理・緊急時等の対応）

施設・設備に関して、定期的な保守点検がなされており、輝北ふれあいセンター全般の機能が良好に維持管理、運用されている。入浴施設については、常に想定される課題を念頭に置き、適切な安全管理が図られている。

### ⑤ 社会性（環境等への配慮）

敷地内の芝の手入れ等を定期的実施するとともに、シルバー人材センターや老人クラブ等のボランティアによる清掃作業も行われている。また太陽光発電設備の設置など、環境に配慮した管理運営を図り、経費節減や効率的運営に努められている。

## (3)事業収支

### ① 経済性

入浴者増による収入増を目指すとともに、太陽光発電設備により電気料の減額に繋がり経費の節減になっている。

## (4)団体の経営状態

### ① 経営の健全性

社会福祉協議会は、在宅福祉サービス事業に積極的に取り組んでおり、安定した経営がなされている。また、運営や事業受託などにおいて行政との関連も深く、関係部署の指導を受けていることから、利益を追求しない公共的な団体として指定管理業務を含めて健全な経営が行われていると判断される。

## 施 設 概 要 調 書

### 1 施設の概要

施設名	鹿屋市輝北ふれあいセンター		所管課： 輝北総合支所住民サービス課
所在地	鹿屋市輝北町上百引2100番地1		設置年月日： 平成28年4月1日
設置目的	社会福祉の増進を図り、地域間の交流及び地域の活性化に資するため。		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市輝北ふれあいセンター条例		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	13,110.71㎡
		延床面積	1,584.08㎡
		《有料》条例に基づき、使用料を徴収 浴場、和室1・2、会議室、調理実習室 多目的広場 《無料》浴場（未就学児）	
	事業概要	(1) 生活相談 (2) 在宅介護支援 (3) 高齢者の食の自立支援 (4) 高齢者、障害者、児童、母子及び父子の支援 (5) 地域活性化に資する事業 (6) 生涯学習 (7) 地域コミュニティ	

### 2 経営分析評価指標

① 事業収支	60千円	④外部委託費比率	47.0%
②利用料金比率	24.0%	⑤利用者あたり管理運営コスト	813.5円/一人
③人件費比率	23.7%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	619.9円/一人

※ 少数点第2位四捨五入

### 3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	365日	365日
開館時間	【センター】午前9時～午後5時 【温泉】 4月～9月：午前9時～午後8時 10月～3月：午前9時～午後7時	【センター】午前9時～午後5時 【温泉】 4月～10月：午前9時～午後8時 11月～3月：午前9時～午後7時

### 4 利用実績

項目		実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
施設利用 人数	和室1	28,000人	3,636人
	和室2		836人
	会議室		761人
	生活相談室		123人
	調理実習室		133人
	多目的広場		546人
	その他		275人
	温泉入浴者		19,990人
	合計		28,000人

## 5 事業収支

(単位:千円)

項目	実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
施設利用収入	574	238
入浴料収入	4,806	4,913
指定管理料	16,303	16,303
その他収入	1	1
収入計(A)	21,684	21,455
人件費	5,209	5,075
事業費	607	631
修繕費	300	331
燃料費	1,533	1,580
賃借料	719	648
光熱水費	3,220	2,702
委託料	9,725	10,057
租税公課費	371	371
支出計(B)	21,684	21,394
収支(A) - (B)	0	60

指定管理者自己評価表

令和元年 6 月 1 0 日

指定管理者 鹿屋市社会福祉協議会

施設名 輝北ふれあいセンター

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	③・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	③・2・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	③・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	③・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	③・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	③・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	③・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	③・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	③・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	③・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	③・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	3・②・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	③・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・②・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・②・1
総合評価 (所感)	<p>平成28年度から指定管理を受け3年目となり、輝北地域の福祉の拠点施設として、また温泉入浴施設を中心として地域住民に気持ちよく利用していただけるよう努めている。</p> <p>特に平成30年度は、温泉事業の入浴者を増やす目的で、10月から最も利用者の少ない木曜日をポイント2倍にしたことにより利用者の増加が図られた。また、輝北町内の篤志家から温泉事業の活性化のため役立ててもらいたいとの趣旨で、マッサージチェア2台と温泉案内看板を4枚、そして町内の小中学校の児童生徒等への無料温泉券を寄附していただき、施設の活性化が図られた。</p>	

【自己評価の採点基準】「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通じた指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。